滋賀県地震防災プランの概要

資料10

これまでの地震対策の取組を継承しつつ、全国各地で発生した過去の大規模災害を教訓として、今後、重点的に取り組む地震対策について、その基本的な考え方やスケジュールを定める。

H29策定、H30～32実施

滋賀県地震防災プラン

個別事項(概要)　※下線は新規取組事項

実行1	多様な団体・組織との連携を含めた受援体制を整備する	・受援計画の策定 ・災害時応援協定マニュアルの作成
実行2	寄り添い型・協働型避難者支援を実現する	・在宅・車中泊、テント泊等の避難者の把握と対応 ・ボランティア等と連携した避難所の自主運営 ・複合災害時の広域避難計画の見直し
実行3	要配慮者へ合理的配慮を提供する	・避難所の合理的配慮 ・要配慮者の個別計画の作成支援 ・福祉にかかる人材育成
実行4	被災者の生活再建を支援する	・災害時の相談窓口の整備 ・応急仮設住宅マニュアルの作成 ・災害時の防犯体制の整備
実行5	県と市町・市町間の連携を強化する	・家屋被害認定・り災証明発行支援 ・災害廃棄物対策支援 ・市町間のカウンターパート方式による相互応援の仕組みの構築
実行6	当事者力・地域力を高める	・住宅の耐震化、家具の固定、備蓄品の準備等、日頃からの備えの啓発 ・中小企業の事業継続計画の策定等支援 ・自主防災組織の充実強化
実行7	ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高める	・危機管理センターを拠点とした災害対応の充実強化 ・職員の防災意識・災害対応能力の向上 ・県有施設等のソフト、ハード対策による機能確保と強化

一人ひとりの被災者に寄り添った合理的配慮の提供を実現

多様な主体との連携により体制を構築

当事者力（自助）　地域力（共助）　行政力（公助）

資料 11

平成30年度滋賀県総合防災訓練実施概要　（案）

１　訓練目的

各防災機関、関係団体、企業、地域住民および児童生徒等の参加のもとに総合防災訓練を実施し、災害時において関係者が連携して、迅速かつ的確に対応できる体制の確立と県民の防災意識の高揚を図る。

２　訓練日時

平成30年９月２日（日）午前７時～11時30分（総合閉会式11時45分～12時）

３　場　　所

甲賀地域(甲賀市、湖南市）内

４　訓練想定

平成30年９月２日（日）午前７時00分、木津川断層帯を震源とする大規模地震が発生。甲賀地域で震度７を観測し、建物の倒壊、火災発生、液状化の発生、ガス・水道・電気・電話等ライフライン施設、鉄道、道路、堤防の破損等があり、多数の死傷者が発生した。また、折からの大雨で河川は増水しており、一部地域では氾濫が生じている。

５　訓練内容

以下のような訓練項目を参考にして実施するものとする。

（１）第１次防災圏、第２次防災圏訓練

ア　地域共助訓練

・安否確認、救出救助、初期消火

・避難行動要支援者支援

イ　避難所開設・運営訓練

・避難広報・避難誘導・安否確認

・高齢者・外国人等避難行動要支援者避難支援

・避難所生活体験

・応急救護、炊出し・給水等

・ボランティアセンター開設

ウ　園児・児童・生徒等の避難誘導、救出救助訓練

エ　宿泊施設・事業所等における避難誘導、初期消火訓練

オ　火災防御訓練、救出救助訓練

カ　物資輸送訓練

キ　市災害対策本部設置に係る訓練・情報収集伝達訓練

（２）第３次防災圏訓練

ア　林野・市街地等火災防御（遠距離送水）訓練

イ　市街地等広域避難支援訓練

ウ　ア、イの訓練にかかる現地指揮調整本部の設置・運営訓練

エ　現地医療体制の確保訓練

オ　県災害対策地方本部設置に係る訓練・情報収集伝達訓練

（３）県全土防災圏訓練

ア　倒壊家屋や中高層建築物等による救出救助、火災防御、応急救護訓練

イ　水難救助訓練

ウ　毒物劇物流出事故、列車衝突事故等突発事故災害対応訓練

エ　工場等大規模火災防御訓練

オ　ア～エの訓練にかかる現地指揮調整本部の設置・運営訓練

カ　道路、河川等公共施設の応急復旧訓練

キ　ライフライン等防災関係機関災害対応訓練・応急復旧訓練

ク　広域医療・物資輸送訓練

ケ　県災害対策本部設置に係る訓練・広域的な情報収集伝達訓練

コ　関係機関の緊密な連携訓練

自衛隊、警察、消防機関、医療機関、防災関係機関等による緊密な連携を図るための実動訓練および図上訓練

６　主会場および総合閉会式場

野洲川親水公園（湖南市）

７　訓練参加規模

参加人員：7,500名程度

参加機関：150機関程度

＜参考＞訓練実施地域

平成16年度　大津市、滋賀郡

平成17年度　高島市

平成18年度　近江八幡市、東近江市、蒲生郡

平成19年度　甲賀市、湖南市

平成20年度　長浜市、米原市、東浅井郡（虎姫町、湖北町）、伊香郡（高月町、木之本町、余呉町、西浅井町）

平成21年度　彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

平成22年度　草津市、守山市、栗東市、野洲市

平成23年度　甲賀市、湖南市

平成24年度　高島市

平成25年度　近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町

平成26年度　大津市

平成27年度　長浜市、米原市

平成28年度　彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

平成29年度　草津市、守山市、栗東市、野洲市

平成30年度　甲賀市、湖南市

資料 12

原子力災害に係る滋賀県広域避難計画　修正概要

＜修正の内容＞

■　避難中継所に「湖北体育館」を追加

○　滋賀県原子力防災実動訓練（平成 29 年 11 月 19 日）において、避難中継所としての機能性および利便性を確認できたため、「湖北体育館」を避難中継所の候補場所に追加

■　その他所要の修正（時点修正、用語の整理等）

○　防護措置を行う対象人口の時点修正（平成 30 年 1 月 1 日現在）

○　「大規模地震との複合災害時における屋内退避の当面の考え方」の記載の見直し

○　「初期被ばく医療機関」→「原子力災害医療協力機関」（用語の整理）

○　「二次被ばく医療機関」→「原子力災害拠点病院」（用語の整理）

資料 13

原子力災害に係る滋賀県広域避難計画

滋　　賀　　県

目　　次

第１章　総則
１　計画の根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第２章　広域避難、屋内退避等の防護措置
１　防護措置を行う対象地域および人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　広域避難の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
３　県域を越える広域連携および段階的避難の実施・・・・・・・・・・・・3
４　避難先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
５　屋内退避・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第３章　避難手段および避難経路
１　避難手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
２　避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
３　交通対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第４章　スクリーニングおよび除染の実施体制（避難中継所の設置）
１　原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
２　避難中継所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
３　実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
４　スクリーニング実施結果を示す書類の発行・・・・・・・・・・・・・・11

第５章　安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備
１　原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
２　備蓄場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
３　配布場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
４　緊急時における配布および服用の手順・・・・・・・・・・・・・・・・13

第６章　避難所の設置運営
１　避難所の設置運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

２　拠点避難所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
３　避難所運営に必要な物資の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第７章　避難長期化への対応
１　二次避難への移行の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
２　二次避難先の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第８章　要配慮者の広域避難
１　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
２　県の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
３　関西広域連合における考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第９章　費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第 10 章　ＵＰＺ外の地域への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第 11 章　関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」
との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第 12 章　広域避難計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第１章　総則

１　計画の根拠

この計画は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）第２章－第７節－第１－２「広域避難計画の策定」の規定に基づき策定する。

２　基本方針

（１）原子力事業所から放射性物質が放出された後、避難対象区域となった地域の住民について、ＯＩＬ１に基づく避難またはＯＩＬ２に基づく一時移転を実施することを前提とするとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、放射性物質放出前に予防的避難を実施する可能性も考慮する。

（２）地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

（３）災害の状況に応じて避難先を選択できるよう、複数の選択肢を準備する。

（４）緊急時に住民がパニックを起こし、不要不急の避難行動をとることがないよう、平常時におけるリスクコミュニケーションを重視するとともに、緊急時には、住民に対して的確な情報提供を行うことができるよう準備する。

第２章　広域避難、屋内退避等の防護措置

１　防護措置を行う対象地域および人口

（１）対象地域

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「地域防災計画」という。）に規定する原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲（以下「ＵＰＺ」という。）とする。

※ＵＰＺ：原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の範囲のＵＰＺの目安の距離（原子力施設から概ね30km）や滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案して定めたもの（地域防災計画　第１章第６節）

ＵＰＺを包含する市は、長浜市および高島市（以下「関係周辺市」という。）である。

（２）対象人口

長浜市：~~２６，２６６~~２５，８４４人、高島市：~~２９，１２４~~２８，７６９人

※住民基本台帳人口（平成~~29~~30年１月１日現在）に基づく対象区域の人口

書式変更：下線，フォントの色 ： 赤

２　広域避難の基本的な流れ

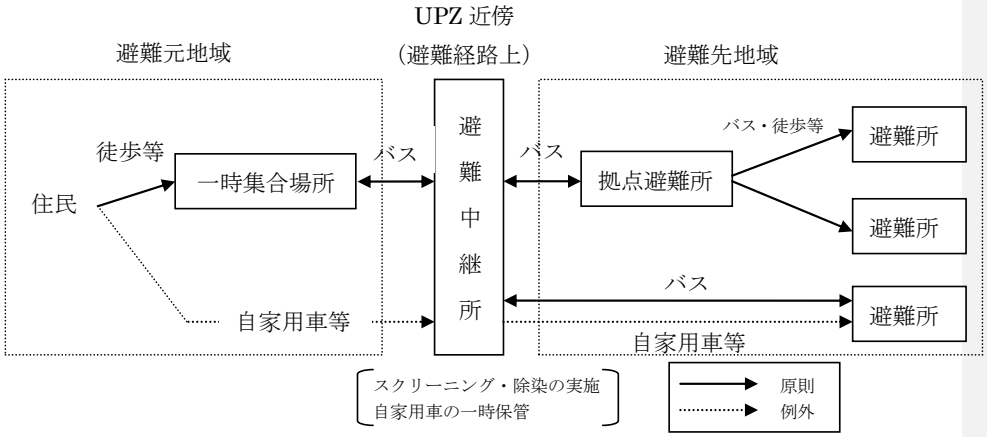

※　避難用バスは、一時集合場所～避難中継所、避難中継所～拠点避難所を分けて、それぞれにピストン輸送を実施する。

（１）避難の単位

国による避難指示が小学校区単位で行われることを前提に、避難行動は自治会区単位で行うことを原則とする。

ただし、県および避難対象区域を含む市町は、必要に応じ協議を行い、避難行動の単位を変更することができるものとする。

（２）避難元地域から避難中継所への移動

①　避難を要する地区の住民は、避難対象区域を含む市町の指示に基づき、あらかじめ定められた一時集合場所から避難用バスにより避難中継所に移動する。

ただし、地域の状況や時間的制約等により一時集合場所に移動することが不適当または困難な住民は、自家用車で避難中継所に移動する。

②　自家用車で移動した住民は、避難中継所近辺に用意する自家用車一時保管場所に車両を一時保管する。

（３）避難中継所から拠点避難所（または避難所）への移動

避難者は、避難中継所でスクリーニングを行い、必要に応じ除染を行った上で、あらかじめ定めた拠点避難所（または避難所）に避難用バスで移動する。

（４）拠点避難所～避難所

拠点避難所を設けた避難先市町村は、拠点避難所に到着した避難者を、各避難所に移送する。

（５）家庭動物との同行避難

県は、災害の実態に応じて、市町と連携し飼い主による家庭動物との同行避難について配慮するものとするが、具体的な対応については、今後の検討課題とする。

３　県域を越える広域連携および段階的避難の実施

原子力災害発生時には、全面緊急事態（県地域防災計画（原子力災害対策編）の緊急事態区分を参照のこと。）となった時点で、ＰＡＺ（原子力事業所から約５ｋｍ圏）内の住民等に避難指示が出され、ＵＰＺ内の住民には屋内退避の指示が出されることとなる。

その後、事態の進展に応じ、放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングを実施し、ＯＩＬに基づき避難区域が特定されていくこととなるが、いずれの場合も県外からの避難者が滋賀県内を通過することを想定しておく必要がある。

このことを踏まえ、県は、県域を越えた広域連携を図るとともに、特にＵＰＺ内の避難に際して、不要な混乱を避けるため、段階的避難を実施するための方法等について、国および福井エリアの関係府県と関西広域連合が参画している「福井エリア地域原子力防災協議会」の場において検討・調整を行う。

※地域原子力防災協議会：国が、原子力発電所の所在する地域毎に設置する、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援し、課題解決を図るためのワーキングチーム

※福井エリア地域原子力防災協議会構成員：
国関係府省庁、福井県、京都府、滋賀県等

４　避難先

（１）緊急時における避難先の決定方針

①　県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、県内他の市町への受入れについて優先的に協議することとし、複合災害などにより県

内での受入れが困難と判断した場合または受入れ施設が不足する場合に、他府県と避難受入れの協議を行う。

② 県は、他府県に避難受入れを要請する場合、災害の状況や緊急時モニタリング結果等を基に、総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。

③ 県が避難先を検討するに当たっては、避難対象区域を含む市町と連携を密にするほか、国や関西広域連合等関係機関に対して助言を求めるものとする。

（２）県内他の市町への避難

① 県は、避難対象区域を含む市町から県内他の市町への避難について協議要請があった場合、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。

② 県は、避難先となる市町に対して、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は避難先の市町と協議の上、避難対象区域を含む市町に対して避難所となる施設を示す。

③ 避難対象区域を含む市町は、県が示した避難所施設の一覧をもとに、県および避難先の市町と連携して、各避難所への避難住民の割り振りを行い、県はその結果を避難先市町に連絡する。

なお、避難住民の割り振りを行うに当たっては、地域コミュニティの維持に十分配慮するものとする。

④ 関係周辺市は、県と連携し、平常時から避難先として想定する市町と協議を行い、あらかじめ避難計画に、避難単位ごとの集合場所や避難先、避難経路等必要な事項を定めておくものとする。

⑤ 県内他の市町は、関係周辺市から避難計画作成に係る協議があった場合は、広域避難の用に供する避難所の指定等について協力する。

（３）他府県への避難

【関西方面】

① 県は、関西方面に避難する必要があると判断した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、大阪府に対して避難の受入れ要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡する。

② 関係周辺市ごとの大阪府内受入れ市町村は以下のとおりとする。

市　名	対象人口	避難先市町村名
長浜市	~~26,266~~ 25,844 人	大阪市 （中河内地域） 八尾市、柏原市、東大阪市 （南河内地域） 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 （泉北地域） 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 （泉南地域） 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
高島市	~~29,124~~ 28,769 人	大阪市（再掲） （豊能地域） 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 （三島地域） 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 （北河内地域） 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

※避難先市町村ごとの個表は、【別添２】のとおり。

③ 大阪府は、府内の避難先市町村が被災等のやむを得ない事情により、関係周辺市の事前に定めた受入れ可能人数の受入れができないと認めるときは、府内市町村およびカウンターパート県である和歌山県と調整を行い、避難元である県の意見を聴取した上で、受入れの割当てを見直す。

④ 県は、③に規定する意見聴取に対しては、関係周辺市と連携して、「地域コミュニティの維持」という観点から意見を述べる。

⑤ 大阪府は、必要な調整を行っても、府内市町村および和歌山県内で受入れを行うことができないと認めるときは、直ちに避難元である県および関西広域連合に連絡する。

⑥ 県は、⑤に規定する連絡を受けたときは、関西広域連合に改めて受入れ先の調整を要請する。

⑦　県は、関係周辺市以外の市町が避難対象区域となり、関西方面への避難が必要となった場合には、関西広域連合に受入先の調整を要請する。

【中部方面】

県は、中部方面に避難する必要があると判断した場合、「災害時等の応援に関する協定書（中部９県１市）」に基づき、応援要請を行う。

５　屋内退避

（１）屋内退避の効果と必要性

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

放射性プルームが到達した場合などには、一時的に空間線量率が極めて高くなるおそれがあり、その際に避難行動等により外出していれば、無用な被ばくをする危険性がある。そのため、屋内退避で放射性プルームをやり過ごし、ＯＩＬに基づき必要な場合には、適切なタイミングで避難を行うことが無用な被ばくを避ける上で有効である。

（２）屋内退避の実施

住民は、原則自宅で屋内退避を実施する。

勤務・通学する者または一時滞在者については、原則、帰宅することとするが、放射性物質が放出され、またはすぐにでも放出される危険性があるなど、帰宅途中等に被ばくするおそれがある場合は、勤務先、学校等、滞在施設内等において屋内退避を実施する。

関係周辺市は、自宅で屋内退避を実施することに対して不安を感じる住民への対応として、屋内退避準備の段階で、公共施設等において受入れ準備を行う。

（３）大規模地震との複合災害時における屋内退避等の実施~~の当面の考え方~~

~~平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、同一地域で震度 7 の地震が続き、その後も大規模な地震が繰り返し発生した。この経験から、大規模地震との複合災害時における屋内退避の在り方を検討することが必要である。~~

複合災害時には、多くの家屋が倒壊し、または多くの住民が屋内に留まることを懸念すると思われることから、以下の対応を図る。

書式変更: 間隔 段落前 : 0.5 行

① 地震により家屋が倒壊したり、倒壊するおそれがあるなど家屋で屋内退避を実施することが困難である場合には、近隣の公共施設等において、屋内退避を実施する。

② 屋内退避中に再度の地震等により被災が更に激しくなるなど、屋内退避の継続が困難である場合は、屋内退避が不要である地域の避難所等へ移動を行う。

~~県は、このような考えに基づき、国および関係機関と、大規模地震との複合災害時における屋内退避の在り方について協議を行い、手順の明確化を図るものとする。~~

書式変更: インデント : 左 0 字, 最初の行 : 0 字

第３章　避難手段および避難経路

１　避難手段

（１）原則

① 避難の実施に当たっては、原則として、バス等の公共輸送手段を活用する。

② バスの活用に当たっては、車両の有効活用および車両のスクリーニング・除染の手間を省くため、避難中継所を境に、避難元地域からの移送と、避難先地域への移送を分けて、それぞれ異なるバスでピストン運行するものとする。

③ 県は、複合災害により道路が寸断され、船舶による移送が必要となった場合、「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」に基づき、協定の相手方である船舶会社に対して応援を要請する。

④ 県は、その他必要に応じ、災害対策基本法第 86 条の 14 に基づき、指定公共機関または指定地方公共機関に対し、避難者の輸送を要請するほか、国、避難先府県、関西広域連合に対し、鉄道、船舶等も含め、輸送手段の確保の調整を要請する。

⑤ 本県はＪＲ等鉄道の利便性が高い地域であることから、県は、今後、鉄道による避難者輸送に係る課題等について検討を行い、この計画に反映していくものとする。

また、必要に応じて鉄道事業者に協力を求めていくものとする。

（２）自家用車利用の抑制および事前の周知

①　自家用車による避難については、交通渋滞のほか、駐車場の確保、交通事故の懸念、給油の問題、避難経路見失いによる迷走など様々な懸案事項があることから、自家用車の利用は、ＯＩＬ１に基づく即時避難等、時間的制約によりやむを得ない場合や、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）のうち、自家用車で移動することが最も合理的と認められる者の場合などに限るものとする。

②　県および関係周辺市は、①に掲げる自家用車利用に関する懸案事項を踏まえ、原子力災害においてはバスによる避難を原則とすること、やむを得ず自家用車を使用する場合は、できる限り乗り合わせること等について、平常時から住民に周知するものとすることで不要な自家用車利用の抑制を図る。

③　関係周辺市は、自家用車で避難する場合も、必ず避難中継所を経由すること、自家用車は避難中継所周辺に確保する一時保管場所に一時保管し、避難中継所から先への移動については、避難用バスに乗り換えることについて、平常時から住民に周知するものとする。

（３）自家用車一時保管場所の確保

県および関係周辺市は、避難中継所近辺で自家用車の一時保管場所として利用できる土地について、あらかじめ調査し、その確保に努める。

（４）避難用バスの確保

①　避難用バスは、原則として、県および避難対象区域を含む市町が連携して確保する。

②　県は、緊急時に避難用バスが不足する場合には、本章１－（１）―④に基づき、避難用バスの確保を要請する。

③　県および関係周辺市は、指定公共機関、指定地方公共機関等と協議し、緊急時における避難手段の確保手順や費用負担、運転手等の被ばく線量の管理の目安等について、あらかじめ協定等の取り決めを行うよう努める。

④　県は、運転手等の被ばく線量管理の目安を超える被ばくが予想される場合等、車両のみ確保でき、運転手の確保ができない場合を想定し、国が自衛隊等から運転手を派遣する仕組みをあらかじめ設けるよう、関西広域連合や関係府県と連携して、「福井エリア地域原子力防災協議会」の場等を活用し、国に要請する。

⑤　県は、一時集合場所の駐車できる空間が狭い等の場合は、避難用バスの

集結場所を避難対象区域の近隣に確保するよう努める。

２　避難経路

（１）原則

①　住民避難に当たっては、高速道路、幹線道路を中心にあらかじめ設定した避難経路で避難することとし、避難経路は必ず避難中継所を経由するものとする。

②　県は、関係周辺市が避難計画に避難経路を設定するための基本となる主な避難経路を設定するものとし、その設定に当たっては、避難時間推計（ＥＴＥ）の実施結果を踏まえるとともに、県警察、道路管理者と協議するほか、避難先府県内については、避難先府県・市町村の意見も聴取する。

（２）県内他の市町への避難経路

①　県があらかじめ定める主な避難経路は、【別添１】のとおりとする。

②　関係周辺市は、【別添１】の主な避難経路をもとに、それぞれの避難計画において避難行動の最小単位である自治会区ごとに避難経路を設定する。

（３）他府県への主な避難経路

①　関西方面への避難は、高速道路を活用することを基本として、主な避難経路は次のとおりとする。

なお、大阪府内における避難経路は、別添２「個票」による。

【長浜市】

北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス

※北陸自動車道木之本ＩＣ、長浜ＩＣおよび小谷城スマートＩＣの利用は、避難用バスに限るものとし、自家用車は、国道８号等により避難中継所に向かうものとする。

【高島市】

国道 161 号・国道 367 号→国道 161 号バイパス→名神高速道路

②　中部方面への避難経路は、中部方面への避難を実施することを決定した段階で、県が関係周辺市および受入れ先となる県・市の意見を聴取した上で、高速道路および主要国道を中心に検討し、県警察および道路管理者等と協議の上、決定する。

県は、決定した避難経路を関係周辺市に連絡するものとする。

（４）災害時における避難経路の再調整

県および避難対象区域を含む市町は、避難指示または避難準備指示の発令が見込まれる段階で、事態の進展、避難を要する区域の範囲、道路状況等を勘案し、県警察および道路管理者と協議の上、実際の避難経路を決定する。

県外へ避難する必要がある場合には、県は、県外における避難経路について、あらかじめ避難先府県の意見を聴取する。

また、県は、決定した避難経路を避難先となる県内市町または府県に対して連絡するとともに、県内他の市町に対して、避難対象区域、避難先、避難経路等の情報を提供する。

３　交通対策

県警察は、避難対象区域を含む市町等が避難の指示を行ったときは、当該避難が円滑に行われるよう、必要な交通対策を講じる。

第４章　スクリーニングおよび除染の実施体制（避難中継所の設置）

１　原則

県は、身体除染、被ばく抑制および汚染拡大防止を目的として、ＵＰＺ近傍の避難経路上に避難中継所を設置し、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、避難住民等のスクリーニングおよび除染を実施する。

２　避難中継所の設置

（１）県は、関係機関の協力のもと、避難開始までに、ＵＰＺ近傍の避難経路上に、スクリーニングおよび除染等を行うための避難中継所を設置する。

（２）県は、事態の進展により増加する避難者を長時間滞留させることなく確実にスクリーニングを実施するため、避難中継所に十分なスクリーニングブースを配置するほか、状況に応じ、避難中継所を増設する。

（３）県は、避難中継所を増設する場合、予定していた避難中継所が使用できない場合またはＵＰＺ外の市町で避難が必要となった場合等を想定して、十分な数の候補場所が確保できるよう、継続的に検討を行い、この計画に反映していくものとする。

（４）県は、避難中継所の選定に当たっては以下の条件を考慮する。

・面積（バスの乗換場所となることから大型バスの駐車・行き交いができる空間を確保できること、避難中継所およびその近隣で、自家用車の一時保管場所を確保できること）

・設備（スクリーニングおよび除染を行うために必要な設備を備えていること、避難者の休憩場所およびトイレを確保できること）

（５）ＵＰＺ内の住民が避難する場合の避難中継所は、次の場所に設置するものとする

名　　称	所　在　地
湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210
北陸自動車道長浜インターチェンジ	長浜市口分田町古田 548
長浜バイオ大学ドーム （滋賀県立長浜ドーム）	長浜市田村町 1320
高島市今津総合運動公園	高島市今津町日置前 3110
高島市立朽木中学校	高島市朽木市場 1055
新旭体育館・武道館	高島市新旭町旭 818
道の駅藤樹の里あどがわ・安曇川図書館	高島市安曇川町青柳 1162-1

※長浜インターチェンジについては、屋内施設がないことから、近傍の屋内施設の活用についても検討する。

３　実施体制の整備

（１）県は、スクリーニングおよび除染の実施に要する人員体制や実施手順について、あらかじめマニュアルを定めるとともに、必要な資機材の整備を進める。

（２）県は、緊急時にスクリーニングおよび除染の実施に必要な人員・資機材が不足することを想定し、国、他府県、関西広域連合、放射線技師会等と連携し、必要な支援体制の整備に努める。

４　スクリーニング実施結果を示す書類の発行

県は、スクリーニングおよび除染の結果、汚染のないことが確認できた者についてスクリーニング済証を発行するとともに、当該スクリーニングおよび除染に関する記録票を作成し、県の責任で適切に保管する。

記録票の様式をはじめ、手続の詳細については、別に定めるマニュアルによ

るものとする。

第５章　安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

１　原則

県は、関係周辺市と連携し、避難指示と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用指示が出た場合に、速やかに対応することができるよう、適切な場所に安定ヨウ素剤を備蓄する。

２　備蓄場所

ＵＰＺ内への配布を前提とした安定ヨウ素剤の備蓄場所は以下のとおりとする。

（１）県の施設

名　　称	所　在　地
湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	長浜市平方町 1152-2
高島健康福祉事務所（高島保健所）	高島市今津町今津 448-45
伊香高等学校	長浜市木之本町木之本 251
高島高等学校	高島市今津町今津 1936

（２）関係周辺市の施設

①　市役所

②　市が指定する一時集合場所

③　ＵＰＺ内の小中学校、保育所、幼稚園等

※一時集合場所に指定されている学校については、避難住民への配布分を含む。

（３）医療機関

①　~~初期被ばく医療~~原子力災害医療協力機関

名　　称	所　在　地
市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
高島市民病院	高島市勝野 1667

②　~~二次被ばく医療機関~~原子力災害拠点病院

名　　称	所　在　地
長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7

３　配布場所

緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所は以下のとおりとする。

（１）県の施設における備蓄分

①　湖北健康福祉事務所（長浜保健所）（防災業務関係者への配布）

②　高島健康福祉事務所（高島保健所）（防災業務関係者への配布）

③　避難中継所（スクリーニング場所での服用確認および未服用者への配布）

④　ＵＰＺ内の県立高校（避難時の生徒・教職員への配布）

（２）関係周辺市の施設における備蓄分

①　市役所（避難時の配布、一時滞在者への配布、防災業務関係者への配布）

②　一時集合場所（避難時の住民への配布）

③　ＵＰＺ内の小中学校、保育所、幼稚園等（避難時の児童・生徒、教職員等への配布）

（３）医療機関における備蓄分

①　~~初期被ばく医療~~原子力災害医療協力機関（入院患者、被ばく患者への配布）

書式変更: 右　-2.7 字

市立長浜病院

長浜市立湖北病院

高島市民病院

②　~~二次被ばく医療機関~~原子力災害拠点病院（入院患者、被ばく患者への配布）

書式変更: 右　-2.7 字

長浜赤十字病院

４　緊急時における配布および服用の手順

（１）県は、緊急時における安定ヨウ素剤配布のための手続き等について、あらかじめマニュアルを定めるものとする。

（２）県は、緊急時における配布および服用を迅速に実施するためには、ＰＡＺにおける事前配布の場合と同様に、住民の既往症等の事前確認が不可欠と考えることから、その手続きの具体化および必要な財源措置について、国に要請していく。

第６章　避難所の設置運営

１　避難所の設置運営

（１）避難所の開設は、避難の受入れ要請を踏まえて、避難先市町村が行う。

　避難先市町村は、避難先府県等と連携し、「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」（内閣府：平成 28 年３月）を参考に、避難所の開設、運営などの具体的な手順を定めたマニュアル等を作成するよう努める。

（２）避難所の運営は、開設当初については避難先市町村が行い、可能な限り早期に、避難元の市町や避難住民、ボランティア等による運営に移行する。

（３）避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が継続して行う。

２　拠点避難所の設置

（１）避難先市町村は、各避難所への移送を行う拠点として、拠点避難所を設置することができる。

　なお、県は地理的に不案内かつ遠距離の移動となる他府県への避難を円滑に実施するため、他府県の避難先市町村に対しては、可能な限り拠点避難所を設置するよう要請する。

（２）拠点避難所から各避難所への避難住民の移動手段は、避難先市町村が確保する。

３　避難所運営に必要な物資の確保

　広域避難を実施した場合、避難所における食糧・毛布等の必要物資については、県および避難対象区域を含む市町が迅速に確保する。

　その際、必要物資が不足する場合は、国、関西広域連合や関係事業者等に要請するとともに、避難先自治体にも協力を求める。

第７章　避難長期化への対応

１　二次避難への移行の進め方

（１）県および避難対象区域を含む市町は、避難生活による避難者の負担、避難所を提供する避難先自治体への影響等を考慮し、避難当初から二次避難先の確保に向けた検討を開始する。

（２）県および避難対象区域を含む市町は、避難先自治体の協力を得て、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数および世帯数の把握、各避難世帯の意向把握に努める。

（３）県および避難対象区域を含む市町は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、その早期解消に努める。

２　二次避難先の確保

（１）二次避難先は県内で確保することとし、県および避難対象区域を含む市町は必要に応じ、県内他の市町にも二次避難先の確保を要請する。

（２）他府県に避難している場合で、災害の状況から県内での二次避難先の確保が困難なとき、県および避難対象区域を含む市町は、避難先府県に対して、二次避難先の確保を要請する。

第８章　要配慮者の広域避難

１　基本的な考え方

避難、とりわけ県域を越える広域避難については、長距離の移動が避けられないため、避難行動自体がリスクとなる可能性を十分に考慮する必要がある。特に要配慮者については、移動の困難性やリスクの程度等、それぞれの特性を踏まえた広域避難計画を策定するとともに、避難しなかった場合に比べ、要配慮者の健康リスクが高まることがないよう、避難に要する資機材や医療・看護体制および安全な搬送手段が確保された後に避難を開始することを明示する必要がある。

２　県の役割

県は、地域防災計画第２章第７節第３「要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備」の規定に基づき、必要な支援等を行うとともに、特に広域避難の検討に当たっては、医療機関や社会福祉施設における避難先施設の確保について、必要な調整を行う。

３　関西広域連合における考え方

関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」における「避難

行動要支援者の広域避難」の基本パターンは次のとおりであり、要配慮者の特性に応じて、①迅速な避難の実施、②移動によるリスクの軽減の双方の観点から、広域避難先の調整・避難手段の確保など十分な準備を行う必要があるとされている。

a）社会福祉施設入所者・通所者

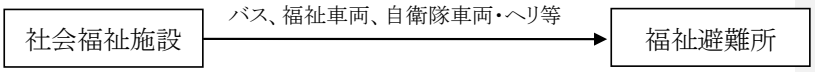

※社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備指示等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

b）在宅要援護者

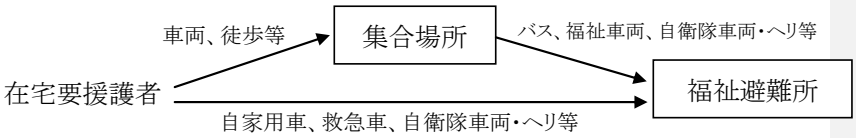

※介助する家族等がいるかどうかで異なる扱いを検討する必要がある。
※心身の状況により社会福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院等の措置が必要な在宅要援護者については、当該措置を講じる。

c）医療機関等入院患者

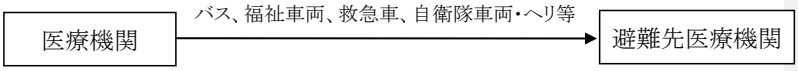

第９章　費用負担

広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に避難先府県・市町村の負担とならないことを原則とする。今後、国に対し、原子力事業者への求償方法の具体化や災害救助法の適用等国による費用負担のあり方の具体化を求める。

書式変更: インデント : 左 0 字, 最初の行 : 0 字

第 10 章　ＵＰＺ外の地域への対応

ＵＰＺ外の地域において広域避難や屋内退避等の防護措置の実施が必要となった場合、県は、当該地域を含む市町と連携の上、市町の地域防災計画等と整合を図りながらこの計画に基づき必要な対策を講じることとする。

第 11 章　関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」との関係

県域を越える広域避難について、この計画に記載のない事項は、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき対応することとする。

第 12 章　広域避難計画の見直し

県は、原子力災害対策指針の改定や新たな方針の決定など、様々な状況の変化に対応して、随時この広域避難計画の見直しを行い、内容の充実を図るものとする。

Mother Lake

母なる湖・琵琶湖。
ーあずかっているのは、滋賀県です。

平成２６年３月　作成
平成２９年３月　修正
平成３０年３月　修正

平成２９年度『えにしの日・えにし週間』の取組みについて（滋賀県社協）※平成29年度滋賀県防災会議資料

■えにしの日（3．11）について

滋賀の縁創造実践センター、滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議および滋賀県社会福祉協議会、滋賀県は、東日本大震災が発生した３月１１日を、県民一人ひとりが、災害時に命を守るのは日頃からの地域のつながりであり、支え合えるコミュニティがいかに大切であるかを考え、話し合い、心に刻む日にしたいとの思いから、この日を「えにしの日」と定め、えにしの日を含む概ね前後１週間を「えにし週間」としています。

だれもが「おめでとう」と誕生を祝福され「ありがとう」と看とられる共生社会をめざして、趣旨に賛同する延べ１９団体が、支援を必要とする人びとの立場、視点からリアリティのある訓練・研修（要配慮者が参加する避難訓練、福祉避難所マニュアル検証訓練、要配慮者当事者団体の学習会）等に取組みました。

【２年目（２回目）となる２９年度取組みの要旨】

（１）重点取組みを設定

①避難所・福祉避難所の訓練等

②当事者団体の学習会等

（２）取組みの広がり

延べ１９団体が実施　※裏面参照

（昨年度は１３団体）

実施風景

新旭こども食堂

（防災学習・非常食体験）↓

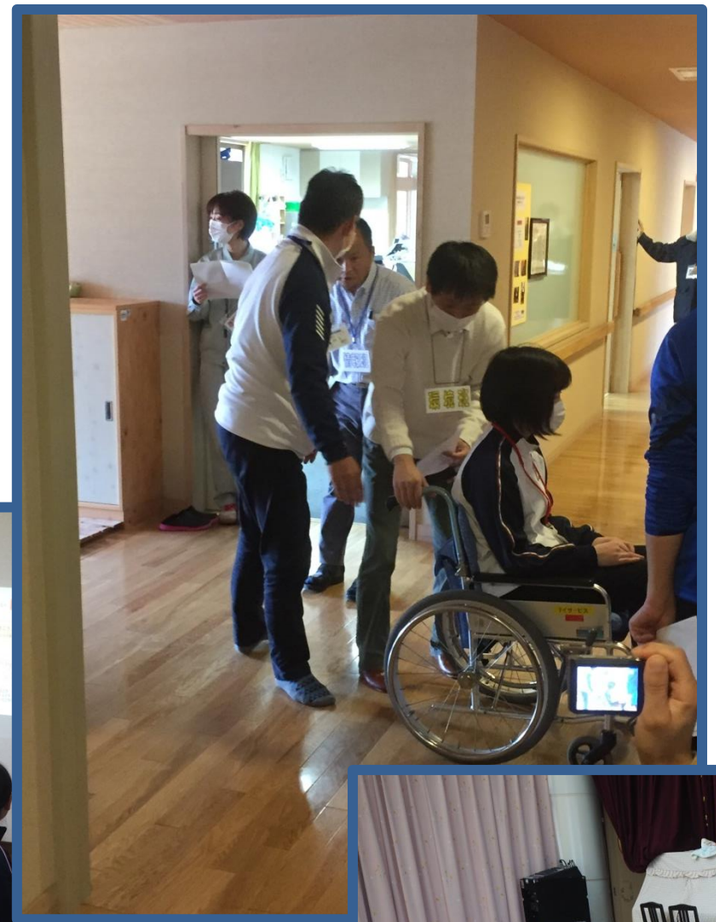

←↑老人ホームながはま

（福祉避難所訓練）

↓せんだん保育園(避難訓練)

↓滋賀県自閉症協会

（当事者団体主催の学習会）

←滋賀肢体障害者の会「みずのわ」

（災害時の困りごと調査に向けた勉強会）

平成２９年度『えにしの日・えにし週間』の取組み一覧（予定含む）（滋賀県社協）※平成29年度滋賀県防災会議

	実施日	実施団体	実施内容
1	H30.03.04	（社福）グロー　老人ホームながはま	福祉避難所訓練
2	H30.03.04	滋賀肢体障害者の会「みずのわ」	災害時に障がい者・家族が困ること実態調査に向けた準備
3	H30.03.04	ＮＰＯ法人　鍼灸地域支援ネット	鍼灸師・マッサージ師のためのＢＣＰ（事業継続計画）
4	H30.03.05	滋賀県自閉症協会	自閉症をはじめとする発達障害児者の災害対応について考える研修会 講師：若松　周平氏（NPO法人み・らいず　常務理事）
5	H30.03.07	（社福）滋賀県視覚障害者福祉協会	視覚障害者とボランティアの避難訓練
6	H30.03.09	（社福）幸寿会　特別養護老人ホームカーサ月の輪	第３８回　地域ケアを考えるセミナー 災害対応シュミレーションゲーム「ダイレクトロード第２弾」体験
7	H30.03.09	（社福）栗東市社会福祉協議会	地域防災講演会「日常と災害は連動する！災害にも強いまちづくりを目指して」 講師：佛教大学　福祉教育開発センター　講師／特非・さくらネット理事　後藤　至功氏
8	H30.03.10	（社福）甲賀市社会福祉協議会	2017年度甲賀市地域福祉大会　分科会　防災「生かそう地域の助けあい～高めよう地域の防災意識～」 体験：「災害時の避難体験（シュミレーション）」 コーディネーター：甲賀市災害福祉ネットワーク委員会　委員長　中島仁史氏
9	H30.03.10	新旭子ども食堂	「大きな地震がきたらどのようにすればいいのか？」をみんなで考え、乾パンを使ったチョコクランチを作成
10	H30.03.11	（社福）石光山会　新石山寺保育園	施設における利用者の安否確認訓練
11	H30.03.12	（社福）虹の会	要配慮者の避難支援について考える学習会～社会福祉法人、社協、関係団体、行政等の協働による取り組み～
12	H30.03.13	（社福）せんだん二葉会　せんだん保育園	乳児・障害児等要配慮者の避難訓練
13	H30.03.14	ＮＰＯ法人　子育ち・子育てサポート　きらきらクラブ	・火災による避難訓練 ・通報訓練及び水消火器訓練
14	H30.03.15	滋賀県立むれやま荘	火災による避難訓練
15	H30.03.17	（社福）甲賀市社会福祉協議会	職員研修「講演と福祉避難所運営マニュアル（案）の検証」 講師：佛教大学教授　後藤至功氏
16	H30.03.17	（社福）彦根市社会福祉協議会	「2018.3　いざという時に備えて　いま、何をすべきか」～災害時における要支援者の避難について、地域・福祉施設・行政の立場から～ 講師：コニュニティ・エンパワメント・オフィス　FEEL　Do　代表　桒原　英文氏
17	H30.03.23	（公社）滋賀県手をつなぐ育成会	平成２９年度知的障がい者と家族・支援者のための一日研修・なんでも話そう会 テーマ：「大規模災害時における知的障がい児者の安全な生活を支えるために」～保護者として、育成会としてできること～ 講師：佛教大学教授　後藤至功氏
18	H30.03.23	（社福）栗東市社会福祉協議会ゆうあい子どもカレー★食堂	防災ふくし探検隊
19	H30.03.28	（社福）真盛園　おいわか子ども食堂	・シーチキンランプについて ・新聞紙で「スリッパ」を作ろう ・防災クイズ